姶良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和8年 5 月 29 日
姶 良 市 農 業 委 員 会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

本市の農業の特徴は、平野部、中山間地域において、水稲と畜産や施設園芸等を組み合わせた複合型の農業が主流であるが、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保等に向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農家戸数の大半が自給的農家や第2種兼業農家であるが、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まる中で、特に中山間地域においては、有害鳥獣の被害や担い手不足等の理由から遊休農地の発生が懸念されている。遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方で、平野部は土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業の構築のために農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、姶良市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する鹿児島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する姶良市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和4年2月 25 日付け3経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動計画の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1.遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現　状 (令和８年3月)	1,549.5 ha	109.5 ha	7.1 %
3年後の目標 (令和 11 年3月)	1,536.3 ha	96.3 ha	6.3 %
目　標 (令和 18 年3月)	1,505.6 ha	65.6 ha	4.4 %

注:「管内の農地面積」は、農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積。

(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○　農業委員と推進委員の担当制又は班編成による農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について、協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行なっていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

○　利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○　利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②　農地中間管理機構(以下、「機構」という。)との連携について

○　利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた機構への貸付けを推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

③　非農地判断について

○　利用状況調査により、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2.担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
現　状 （令和8年3月）	1,549.5 ha	449.4 ha	29.0 %
3年後の目標 （令和 11 年3月）	1,536.3 ha	722.1 ha	47.0 %
目　標 （令和 18 年3月）	1,505.6 ha	1,355.0 ha	90.0 %

注：「管内の農地面積」は、農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条第3項で、農業委員会の役割が「農地所有者等の意向確認」と「地域の話し合いへの参加」に重点化・明確化されたことを踏まえ、本市農業委員会の農業委員と推進委員の活動目標を次のとおり設定する。

【農業委員・推進委員の活動目標】

①　農地所有者等の意向確認

○　本市において、平成 30 年から取り組みを開始した『農地「貸したい」「借りたい」総点検活動～農業委員・推進委員の「リレーションシップ（1・5・一絵）」活動』を計画的・継続的に実施する。

なお、1委員、1カ月当たり５戸の農地利用の意向確認を目標とする。

②　地域の話し合いへの参加

○　本市において実施される、地域における農業者等による協議の場（地域計画等の話し合い）に委員は出席する。その際、以下の役割を担うこととする。

1．参加の呼びかけや話合いが前向きに進むような助言等

2．意向確認結果報告

なお、進行・取りまとめ等の役割を委員は積極的に取り組む。

③　「地域計画」の変更について

○　農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」のブラッシュアップ（完成度の向上）に主体的に取り組む。

④　農地中間管理機構等との連携について

○　農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」のブラッシュアップ（完成度の向上）、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

⑤　農地の利用調整と利用権設定について

○　管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地

中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

⑥　農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○　農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる所有者不明農地制度等を活用し、農地の有効利用に努める。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会により最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

（1）新規参入の促進目標

	新規参入者数 （新規参入者取得面積）
現　状 （令和8年3月）	3 経営体 （ 2.2 ha）
3年後の目標 （令和 11 年3月）	2 経営体/3 年間 （ 1.4 ha）
目　標 （令和 18 年3月）	5 経営体/10 年間 （ 3.5 ha）

注：現状については、令和 5 年度から令和 7 年度までの新規参入経営体数の合計及び取得面積の合計を記載。また、目標については「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による。

（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①　関係機関との連携

○　鹿児島県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、姶良市、あいら農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを推進する。

②　新規就農フェア等への参加について

○　関係機関と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③　企業参入の推進について

○　担い手の確保が困難な地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④　農業委員会のフォローアップ活動について

○　農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。

（3）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の申告状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

姶良市において作成された「地域計画」に基づき、農地の効率的かつ総合的に利用していくため、姶良市農業委員会は次の役割を担っていく。

- 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 農家への声掛け等による意向把握
- 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- 「地域計画」の定期的な変更への協力